

電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）

**料金メニュー表**  
**専有部分用・低圧電力**  
**《関西電力送配電株式会社管内》**

実施日 2018年3月1日

株式会社 NTT ファシリティーズ

料金メニュー表  
専有部分用・低圧電力  
«関西電力送配電株式会社管内»

目 次

第1条 適用 .....	1
第2条 定義 .....	1
第3条 対象地域 .....	1
第4条 本料金メニュー表の変更等 .....	1
第5条 単位および端数処理 .....	1
第6条 提供条件 .....	2
第7条 使用電力量の計量 .....	2
第8条 日割計算 .....	3
料金表 .....	4
1 料金 .....	4
1-1 適用 .....	4
1-2 料金額 .....	5
2 その他費用 .....	6
2-1 工事費 .....	6
2-2 付加サービス料 .....	7
附則 .....	8
別表 .....	9
1 契約電力の算定方法 .....	9
2 使用電力量の協定 .....	9
3 料金および工事費の精算方法 .....	10
4 加重平均力率の算定 .....	11
5 進相用コンデンサ取付容量基準 .....	11

## 第1条（適用）

この「料金メニュー表 専有部分用・低圧電力«関西電力送配電株式会社管内»」（以下、「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別に定める「電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）」（以下、「本約款」といいます。）にもとづき、電力提供サービスを提供するときの料金その他の条件を定めたものです。

## 第2条（定義）

次の用語は、本料金メニュー表において、それぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

用語	用語の意味
管轄電力会社	本料金メニュー表では、一般送配電事業者としての関西電力送配電株式会社をいいます。
みなし小売事業者	電気事業法にて定められたみなし小売事業者をいいます。
電力会社等	本料金メニュー表では、みなし小売事業者としての関西電力株式会社をいいます。
夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
力率	提供された電力のうち、有効に使用された電力の割合をいいます。
再生可能エネルギー 発電促進賦課金単 価	再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額をいい、電気事業者による再生エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定められる単価をいいます。

## 第3条（対象地域）

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は管轄電力会社の供給区域と同一となります。ただし、離島は除きます。

## 第4条（本料金メニュー表の変更等）

当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を変更または廃止する場合には、本約款第2条（本約款等の変更）によるものとします。

## 第5条（単位および端数処理）

本料金メニュー表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- イ. 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ロ. 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたしま

す。

八. 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

二. 料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、1 円未満の端数は切り捨てます。

## 第 6 条（提供条件）

(1) 対象となるお客さま

低圧電力（以下「本料金メニュー」といいます。）は、当社が指定する対象建物の専有部分において、動力を使用する需要であって、次のいずれにも該当するお客さまに適用いたします。

イ. 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

ロ. 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する最大容量（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が、原則として 50 キロワット未満であること。

(2) 提供電気方式、提供電圧および周波数

提供電気方式および提供電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは 400 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 契約電力

契約電力は、原則、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 力率の保持

イ. 需要場所の負荷の力率は、原則として、85 パーセント以上に保持していただきます。

ロ. 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表 4（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

八. 当社が必要と認めるときには、力率を実際に確認させていただく場合があります。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および再エネ賦課金相当額の合計とし、その適用および料金額は料金表 1（料金）に定めるものといたします。

(6) その他

変圧器および発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

## 第 7 条（使用電力量の計量）

(1) 本約款第 14 条（使用電力量の計量）に規定する使用電力量の計量方法は、検針日における電力量計の読み（本料金メニューの適用が終了した場合は終了日の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（本料金メニューの提供を開始した場合は適用開始日の読みといたします。）の差引きにより算定いたします。この場合において、乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。

(2) 電力量計の読み方は、次によります。

イ. 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ロ. 乗率を有する場合は、原則として最小位までといたします。

(3) 電力量計を取り替えた場合は、料金の算定期間における使用電力量は（4）の場合を除き、取

り付けおよび取り外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

- (4) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表2(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 第8条(日割計算)

- (1) 本約款第15条(料金の算定)に定める日割計算の算定方法は、次によります。
- イ. 基本料金を日割りする場合  
1月の該当料金×日割計算対象日数÷検針期間の日数
  - ロ. 電力量料金を日割りする場合  
電力量料金は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。
  - ハ. 再エネ賦課金相当額を日割りする場合  
再エネ賦課金相当額は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。
- (2) (1)の「日割計算対象日数」には、開始日を含み、終了日を除きます。
- (3) (1)の「検針期間の日数」は、次のとおりといたします。
- イ. 本料金メニューの適用を開始した場合  
適用開始日の直前の検針日から、本料金メニューの適用開始直後の検針日の前日までの日数。
  - ロ. 本料金メニューの適用を終了した場合  
終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

## 料金表

### 1 (料金)

#### 1-1 (適用)

区 分	内 容
イ. 基本料金の適用	基本料金は、1月につき、その契約電力に1-2(料金額)イ.に定める基本料金単価を適用して算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。
ロ. 電力量料金の適用	(イ) 電力量料金は、その1月の使用電力量に1-2(料金額)ロ.に定める電力量料金単価を適用して算定いたします。 (ロ) 夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 (ハ) 電力量料金は、本表ハ.欄により算定される燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。
ハ. 燃料費調整額の適用	燃料費調整額は、その1月の使用電力量に1-2(料金額)ハ.に定める燃料費調整単価を適用して算定いたします。
ニ. 力率割引の適用	力率は、実際に確認する場合を除き、原則として100パーセントとみなし、力率割引としてその1月の基本料金を5パーセント割引して適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、力率割引を適用いたしません。
ホ. 再エネ賦課金相当額の適用	(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係わる納付金単価を定める告示がなされた年の5月検針分の電気料金から翌年4月検針分の電気料金まで適用いたします。 (ロ) 再エネ賦課金相当額は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
ヘ. 口座振替割引の適用	口座振替払いを選択されたお客さまについては、各回請求額(消費税等相当額を含みます。)より55円割引いたします。
ト. 適用開始等から1年に満たないで解約または廃止等があった場合の料金の精算	お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日または契約電力を増加した日以降1年に満たないで利用契約を解約(本約款第31条(当社からの契約の解約等)(1)によるものを含みます。以下、同じとします。)もしくは本料金メニューの適用を廃止または契約電力を減少した場合には、当社は、利用契約の解約日もしくは本料金メニューの廃止日または契約電力を減少した日に、別表3(料金および工事費の精算方法)に定めるところにより料金を精算していただきます。

**1-2 (料金額)**

区 分	料金額
イ. 基本料金単価	電力会社等が公表している「低圧電力」相当の現に適用している契約電力 1 キロワットあたりの基本料金単価と同額
ロ. 電力量料金単価	電力会社等が公表している「低圧電力」相当の現に適用しているそれぞれの季節別に対応する電力量料金単価と同額
ハ. 燃料費調整単価	電力会社等が公表している「低圧電力」相当の現に適用している燃料費調整単価と同額

## 2 (その他費用)

### 2-1 (工事費)

工事費は、発生する工事の態様に応じて次表のとおり申し受けます。

種 類	工事費の額
イ. サービス提供停止の解除	本約款第 22 条 (サービス提供停止の解除) に定める再開にあたって特別な対応を必要とする場合の基本工事費 時間あたり基本費用 11,000 円 (税抜 10,000 円)  なお、上記基本費用のほか、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を申し受ける場合があります。
ロ. 電力量計の取り付け等	本約款第 27 条 (設備の賠償) に定める亡失もしくは修理不可能となった当社の電力量計を取り替え、またはお客さまの希望により電力量計を増設もしくは付替え等する場合の標準工事費 (機器代を含む。) 1 電力量計あたり 44,000 円 (税抜 40,000 円)  なお、作業時間および移動時間の合計が 3 時間をこえる場合、または当社の営業日の午前 9 時から午後 5 時までの時間以外の時間での対応となる場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用を申し受ける場合があります。
ハ. 適用開始等から 1 年に満たないで解約または廃止等があった場合の工事費の精算	お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日または契約電力を増加した日以降 1 年に満たないで利用契約を解約もしくは本料金メニューの適用を廃止または契約電力を減少した場合には、当社は、利用契約の解約日もしくは本料金メニューの廃止日または契約電力を減少した日に、別表 3 (料金および工事費の精算方法) にもとづき工事費を精算させていただきます。
ニ. その他特別な工事等をする場合の工事費	お客さまの希望に応じて特別な工事または設備の施設を行なう場合、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を工事費として申し受けます。



## 2-2（付加サービス料）

付加サービス料は、当社が提供した付加サービスに応じて次表のとおり申し受けます。

付加サービス料の種類	適用	料金額
イ. 料金明細内訳書事前案内手数料	<p>口座振替払いまたはクレジットカード払いを選択されるお客さまが、口座振替日またはクレジットカード払いの引き落日に先だて紙媒体による料金明細内訳書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは、事前に当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注）当社専用 Web サイト（でんき案内板）においても料金明細等を確認いただけます。自然環境保護等の観点からも当該 Web サイトの利用をおすすめいたします。</p>	110 円/月
ロ. 請求書再発行手数料	<p>請求書兼払込取扱票（以下「請求書」といいます。）により料金等その他費用を支払っていただくお客さま（口座振替払いで口座振替日に引き落としができなかったお客さまを含みます。）へ請求書を再発行する場合に適用いたします。</p> <p>（注）請求書に記載の支払期限までに支払っていただけなかった場合、督促のためお客さまの承諾をえることなく請求書を再発行することがあります。この場合、支払っていただくまでの間に再発行するつど、再発行した回数分の請求書再発行手数料の累積額を請求額に上乗せして請求いたします。</p>	305 円/回
ハ. 支払証明書発行手数料	<p>月々の支払いを証明する支払証明書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注 1）支払証明書にて証明可能な範囲は、発行申込みのあった当月の請求分を含み、直近 15 ヶ月分までの請求分となります。ただし、支払証明書 1 枚あたりで証明できる範囲は、12 ヶ月分までといたします。</p> <p>（注 2）別途、郵送料が必要となる場合があります。</p> <p>（注 3）クレジットカード払いの場合は、お客さまがそのクレジット会社へ支払いを行なったものに限り、この証明は有効となります。</p>	440 円/枚

## 附 則

附則（2018年2月23日第002325号）

### 第1条(実施期日)

本料金メニュー表は、2018年3月1日から実施いたします。

### 第2条(既契約に関する経過措置)

- (1) 本料金メニュー表実施の際現に、改正前の電力提供サービス利用契約約款（以下「旧約款」といいます。）において契約種別が低圧電力の料金（対象建物の所在地を供給区域とする管轄電力会社に対応したものとします。）を適用されている専有部分にかかるシステム利用契約は、本料金メニュー表実施の日において、本料金メニューを適用されている利用契約に移行したものとみなします。
- (2) (1)の場合において、移行前に契約電力を契約負荷設備により定めている場合は、お客さまの申出がない限り、本料金メニュー表の定めにかかわらず契約電力の算定方法については、なお従前のとおりとします。

### 第3条(料金等の支払い等に関する経過措置)

本料金メニュー表実施の前に旧約款の規定により支払いまたは支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりといたします。

附則（2019年9月20日第003194号）

### (実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

附則（2019年12月18日第005046号）

### (実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

附則（2020年3月17日第000235号）

### (実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

## 別 表

### 1 (契約電力の算定方法)

低圧電力の場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします)を乗じます。

- (1) 提供電気方式および提供電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 提供電気方式および提供電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$$

### 2 (使用電力量の協定)

使用電力量を協議によって定める(以下「協定」といいます。)場合は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ. 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\text{前月または前年同月の使用電力量} \div \text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- ロ. 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\text{前 3 月間の使用電力量} \div \text{前 3 月間の料金の算定期間の日数} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の電力量計等に計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の電力量計等によって計量された使用電力量によるとき。

$$\text{取替後の電力量計等によって計量された使用電力量} \div \text{取替後の電力量計等によって計量された期間の日数} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (4) 参考のために取り付けられた電力量計等の計量による場合

参考のために取り付けられた電力量計等によって計量された使用電力量といたします。

- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\text{計量電力量} \div \{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})\}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

- ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

### 3 (料金および工事費の精算方法)

#### (1) 精算方法

イ. 適用開始日以降 1 年に満たないで利用契約を解約または本料金メニューの適用を終了する場合

##### (イ) 料金

当社は、適用開始日からその適用を終了される日の前日までの期間について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力の料金を適用して算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

##### (ロ) 工事費

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたこととともない新たに施設した設備について、(2) に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

ロ. 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで利用契約を解約または本料金メニューの適用を終了する場合

##### (イ) 料金

当社は、お客さまが契約電力を増加された日からその適用を終了される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

##### (ロ) 工事費

当社は、お客さまが契約電力を増加されたこととともない新たに施設した設備について、(2) に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

ハ. 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

##### (イ) 料金

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日まで期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

##### (ロ) 工事費

当社は、設備のうち減少した契約電力に見合う部分について、(2) に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

ニ. 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

##### (イ) 料金

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分 (減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力といたします。) について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定され

る料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 工事費

当社は、設備のうち減少した契約電力に見合う部分について、(2)に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

(2) 臨時の料金および工事費

イ. 臨時料金

(イ) 基本料金

電力会社等が公表している「臨時電力」相当の現に適用している契約電力 1 キロワット 1 日あたりの基本料金単価と同額

(ロ) 電力量料金

電力会社等が公表している「臨時電力」相当の現に適用している契約電力 1 キロワット時あたりの電力量料金単価と同額

ロ. 工事費

電力会社等が公表している「臨時電力」相当の電気の提供を受けるお客さまのために新たに設備を施設される場合に適用される工事費の額

**4 (加重平均力率の算定)**

(1) 電灯の基準電力の力率は、100 パーセントといたします。

(2) 動力の基準電力の力率は、次のとおりといたします。

イ. 動力の基準電力を算定する場合は、電気機器の力率をその負荷設備の入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、別表 5（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けられていないものうち、電熱器については 100 パーセント、その他については 80 パーセントといたします。

ロ. お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めた場合には、イ.によらず、動力の基準電力の力率は、100 パーセントといたします。

(3) 加重平均力率は、電灯の基準電力の力率と動力の基準電力の力率を加重平均した値といたします。

**5 (進相用コンデンサ取付容量基準)**

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ. けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
---------------	--------------------	--------------------------

100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ. ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ. 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ. 個々にコンデンサを取り付ける場合

(1) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)	0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	50	75	75	75	100	100	100
使用電圧 100 ボルト							
使用電圧 200 ボルト	20	20	30	30	40	40	50

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	50 ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60 ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ. 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむを得ない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイ.に定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ. 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロワット)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上	50 未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900	

ロ. 交流抵抗溶接機

イ.の容量の 50 パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)もしくは(3)のいずれにも該当しない電気機器、または(1)、(2)もしくは(3)のいずれの取り扱いによることも不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。